

議案第 59 号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則制定の件

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 8 日提出

西宮市教育委員会  
教育長 重松司郎

西宮市教育委員会規則第 号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例施行規則（昭和 63 年西宮市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 3 条中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和 32 年政令第 283 号。以下「政令」という。）別表第 4」を「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則（昭和 62 年文部省令第 1 号）別表第 3」に改める。

第 4 条中「政令」を「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和 32 年政令第 283 号）」に改める。

付 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(参考)

○提案理由

刑法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。

## 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例施行規則

改 正 案	現 行
<p>(略)</p> <p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第2条 条例第5条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 執禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) 児童防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による捕導処分として婦人捕導院に留置されている場合</p> <p>(介護補償の対象となる障害)</p> <p>第3条 条例第7条の2の規則で定める障害は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則(昭和62年文部省令第1号)別表第3の規定の例による。</p> <p>(介護補償の支給額)</p> <p>第4条 条例第7条の2の規則で定める金額は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和32年政令第283号)第6条の2第2項の規定の例による。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第2条 条例第5条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 懲役、禁錮〔こ〕若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) 児童防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による捕導処分として婦人捕導院に収容されている場合</p> <p>(介護補償の対象となる障害)</p> <p>第3条 条例第7条の2の規則で定める障害は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和32年政令第283号)以下「政令」という。別表第4の規定の例による。</p> <p>(介護補償の支給額)</p> <p>第4条 条例第7条の2の規則で定める金額は、政令第6条の2第2項の規定の例による。</p> <p>(略)</p>